

藤沢市個人情報保護制度運営審議会答申第1183号

2024年（令和6年）11月7日

藤沢市長 鈴木 恒夫 様

藤沢市個人情報保護制度
運営審議会会長 飯島 奈津子

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、特定個人情報保護評価に関する規則及び特定個人情報保護評価指針に基づく特定個人情報保護評価書（住民基本台帳に関する事務 全項目評価書）について（答申）

2024年（令和6年）10月26日付けで諮問（第1183号）された特定個人情報保護評価書について点検を行ったため、次のとおり答申します。

1 審議会の結論

特定個人情報保護評価書（住民基本台帳に関する事務 全項目評価書）については、適当であると認められる。

2 実施機関の説明要旨

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号利用法」という。）、特定個人情報保護評価に関する規則（以下「規則」という。）及び特定個人情報保護評価指針（以下「指針」という。）に基づく特定個人情報保護評価書（住民基本台帳に関する事務 全項目評価書）に係る実施機関の説明は、次のとおりである。

(1) 諮問に至る経過

行政運営の効率化や国民の利便性、公平・公正な社会を実現するための社会基盤として導入された番号制度は、2013年（平成25年）5月31日の番号利用法及び関連法の公布により開始した。

国民一人一人に付番された個人番号をもとに、2017年（平成29年）1月から、地方公共団体情報システム機構（以下「機構」という。）が運営する「情報提供ネットワークシステム」を介して、特定分野における各種行政手続に際し、住民基本台帳や税に関する情報及び他の給付状況等について行政機関間における情報連携を行っている。

番号利用法は、特定個人情報（個人番号を含む個人情報）の保護措置のひとつとして、特定個人情報ファイルを保有しようとする者に対し、情報漏えい等のリスク回避のための適切な措置を講ずることを宣言する「特定個人情報保護評価」の実施を義務付けている。

市民窓口センターが所管する住民基本台帳に関する事務については、2014年（平成26年）に最初の特定個人情報保護評価を実施している。評価の実施にあたっては、事務の対象人数、特定個人情報ファイルの取扱者数、過去の特定個人情報に関する重大事故発生の有無をもとに、「しきい値判断」を行うことが求められており、実施時は、事務の対象人数が約42万人（当市住民登録者）、取扱者数が約250人（市民窓口センター及び各市民センターの職員）、過去に重大事故は発生していなかったことから「全項目評価」に該当した。

このため、番号利用法第27条、第28条及び規則並びに指針に基づき、パブリックコメントを経て、当審議会において第三者機関による点検（諮問）をお願いし、2015年（平成27年）2月10日に答申第706号において「適当である」との答申を受け、内閣府個人情報保護委員会に提出した。

本評価書については、これまで、2020年（令和2年）に公表から5年経過したことによる再評価（答申第1024号）を、2021年（令和3年）には窓口業務等協働事業の実施に伴う再評価（答申第1104号）を、2023年（令和5年）には窓口業務支援システムの導入に伴う再評価を実施している（答申1182号）。

住民基本台帳に関する事務は、地方公共団体ごとに基幹業務システムを構築・運用しているが、2021年（令和3年）9月1日施行の「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」において、当該システムを国の定める標準基準に適合させ、国が地方公共団体に対し提供するガバメントクラウド上に構築した標準準拠システムへ移行することが義務付けられた。

同法に基づき標準化の推進を図るための基本方針として策定された「地方公共団体情報システム標準化基本方針」では、令和7年度までに当該ガバメントクラウドの標準準拠システムへ移行するための環境整備を行うこととされている。本市の住民基本台帳システムを標準準拠システムに移行するためには、令和6年度中にシステム改修に着手する必要があることから、このたび住民基本台帳に関する事務について再評価を実施したので、藤沢市個人情報保護制度運営審議会に諮問するものである。

(2) 評価書の概要

ア 対象ファイルの概要

住民基本台帳ファイルは、番号利用法施行日以降、住民票が存在する当市在住者及び当日以降に転出等で消除した者についての

個人番号、4情報（氏名、性別、生年月日及び住所）、その他住民票に係る情報並びに社会保険、児童福祉・子育て、介護・高齢者福祉及び年金等に関する情報が記録（「別添2 特定個人情報ファイル記録項目」参照）されており、2015年（平成27年）6月から特定個人情報ファイルとして保有している。

特定個人情報の入手は、申請者本人若しくは代理人からの申請等に加え、機構及び他市町村作成の転出証明書等の紙媒体並びに住民基本台帳ネットワークシステムを介して、都度入手しています。なお、本ファイルを取り扱う担当課は、市民窓口センター及び各市民センターであり、住民票の記載及び削除、記載された内容の修正並びに住民票の写しの発行に使用している。

本ファイルの情報は、情報提供ネットワークシステムを介した国、県及び他市町村等への提供や、庁内連携システムを介した他課への移転を行っている。

それぞれの提供先及び移転先の業務等については特定個人情報保護評価書別添4及び別添5に記載のとおりである。また、本ファイルの情報の保管及び消去については、住民基本台帳に記載されている限り保管対象となり、削除された後でも150年の保存期間が設けられ、期間を過ぎた情報は、削除までの間、通常のコピーでは見ることができないように制限をかけ、削除の際は必要に応じて物理的に削除を行っています。ガバメントクラウド移行後においても、国及びクラウド事業者はデータにアクセスすることはできない。

なお、紙媒体については、シュレッダーによる裁断又は藤沢市が指定した守秘義務を課した受託業者による廃棄処分を行っている。

- イ しきい値判断の結果（2024年（令和6年）10月1日時点）
- (ア) 評価対象の事務の対象人数
約44万人（市民）
 - (イ) 特定個人情報ファイルの取扱者数
約300人（市民窓口センター及び各市民センター（石川分館を含む。））
 - (ウ) 過去の特定個人情報に関する重大事故発生の有無
発生なし
- ウ 評価実施機関
藤沢市長（所管部署 市民自治部市民窓口センター）
- エ 公表しない部分の有無
なし
- オ 特定個人情報ファイルの保有時期
2015年（平成27年）6月から

カ リスク及び対策

特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策は、大きく分けて、「特定個人情報の入手」、「特定個人情報の使用」、「特定個人情報ファイルの取扱いの委託」、「特定個人情報の提供・移転」、「情報提供ネットワークとの接続」及び「特定個人情報の保管・消去」の6項目であり、それ以外のリスク対策については監査、従業員に対する教育・啓発及びその他の対策の3項目について明記している。

(3) 特定個人情報保護評価書の主な変更点

ア 「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1. 特定個人情報ファイル名 住民基本台帳ファイル 6. 特定個人情報の保管・消去」に次の項目を追加する。

① 保管場所

① サーバー等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者は ISMAP のリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。

- ・ ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けていること。
- ・ 日本国内でのデータ保管を条件としていること。

② 特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。

③ 消去方法

① 特定個人情報の消去は地方自治体からの操作によって実施される。地方公共団体の業務データは国及びガバメントクラウドのクラウド事業者にはアクセスが制御されているため特定個人情報を消去することはない。

② クラウド事業者が HDD や SSD などの記録装置等を障害やメンテナンス等により交換する際にデータの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001 等にしながら確実にデータを消去する。

③ 既存システムについては、地方公共団体が委託した開発事業者が既存の環境からガバメントクラウドに移行することになるが、移行に際しては、データ抽出及びクラウド環境へのデータ投入、並びに利用しなくなった環境の破棄等を実施する。

イ 「Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 1. 特定個人情報ファイル名 住民基本情報ファイル 7.

特定個人情報の保管・消去」に次の項目を追加する。

⑤ 物理的対策

＜ガバメントクラウドにおける措置＞

- ① ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度（ISMAP）のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバー等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入退室管理策を行っている。
- ② 事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持出できないこととしている。

⑥ 技術的対策

- ① 国及びクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。
- ② 地方公共団体が委託した ASP（「地方公共団体情報システムのガバメントクラウドの利用に関する基準【第 1.0 版】」（令和 4 年 10 月 デジタル庁。以下「利用基準」という。）に規定する「ASP」をいう。以下同じ。）又はガバメントクラウド運営管理補助者（利用基準に規定する「ガバメントクラウド運用管理補助者」をいう。以下同じ。）は、ガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアクティビティ、データアクセスパターン、アカウント動作について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。
- ③ クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出や DDoS 対策を 24 時間 365 日講じる。
- ④ クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対し、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。
- ⑤ 地方公共団体が委託した A S P 又はガバメント運用管理補助者は、導入している O S 及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。
- ⑥ ガバメントクラウドの特定個人情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成する。
- ⑦ 地方公共団体や A S P 又はガバメントクラウド運用管理補助者の運用保守地点からガバメントクラウドへの接続については、閉域ネットワークで構成する。
- ⑧ 地方公共団体が管理する業務データは、国及びクラウド事業者がアクセスできないよう制御を講じる

ウ 「IV その他のリスク対策 1. 監査 ②監査 」に次の項目を追加する。

＜ガバメントクラウドにおける措置＞

ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度（ISMAP）のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、ISMAP において、クラウドサービス事業者は定期的に ISMAP 監査機関リストに登録された監査機関による監査を行うこととしている。

エ 「IV その他のリスク対策 3. その他のリスク対策」に次の項目を追加する。

＜ガバメントクラウドにおける措置＞

ガバメントクラウド上での業務データの取扱いについては、当該業務データを保有する地方公共団体及びその業務データの取扱いについて委託を受ける ASP 又はガバメントクラウド運用管理補助者が責任を有する。ガバメントクラウド上での業務アプリケーションの運用等に障害が発生する場合等の対応については、原則としてガバメントクラウドに起因する事象の場合は、国はクラウド事業者と契約する立場から、その契約を履行させることで対応する。また、ガバメントクラウドに起因しない事象の場合は、地方公共団体に業務アプリケーションサービスを提供する ASP 又はガバメントクラウド運用管理補助者が対応するものとなる。具体的な取扱いについて、疑義が生じる場合は、地方公共団体とデジタル庁及び関係者で協議を行う。

(4) 住民に対する意見聴取の内容

ア 意見聴取期間

2024年（令和6年）9月26日から

2024年（令和6年）10月25日まで

イ 意見聴取の結果

意見はなし

(5) 提出書類

ア 特定個人情報保護評価書（案）

イ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（抜粋）

ウ 特定個人情報保護評価に関する規則

エ 特定個人情報保護評価指針

オ 地方公共団体情報システムの標準化に関する法律（抜粋）

3 審議会の判断理由

当審議会は、次に述べる理由により、「1 審議会の結論」のおお

りの判断をするものである。

(1) 適合性について

実施機関では、本評価の実施手続等について、次のように述べている。

ア 令和5年に藤沢市個人情報保護制度運営審議会に諮問し（答申第1182号）、同年に全項目評価を実施した。

イ 指針第6の2（2）に、保有する特定個人情報ファイルに重要な変更を加えようとするときは、当該変更を加える前に、特定個人情報保護評価を再実施するものとする、と規定されていることから、全項目評価を再実施するため、本評価書を作成した。

（ア）本評価の対象となる事務の実態に基づき、特定個人情報保護評価書様式で求められるすべての項目について検討し、記載した。

（イ）しきい値判断については、特定個人情報の保有数は住民登録を有する者の約44万人分であるため、当該事務の特定個人情報保護評価は全項目評価に該当する。なお、特定個人情報ファイルの取扱者数は、市民窓口センター及び各市民センター（石川分館を含む。）の職員約300人である。

（ウ）過去に特定個人情報に関する重大事故の発生は起きていない。

ウ 指針第5の3（3）イに、全項目評価書を作成した後、規則第7条第1項の規定に基づき、全項目評価書を公示して広く住民等の意見を求め、これにより得られた意見を十分考慮した上で全項目評価書に必要な見直しを行うものとする、と規定されていることから、2024年（令和6年）9月26日から同年10月25日までの間に住民に対する意見聴取を実施した。なお、意見はなかった。

エ 指針第5の3（3）イに、公示し住民等の意見を求め、必要な見直しを行った全項目評価書について、規則第7条第4項の規定に基づき、第三者点検を受けるものとする、と規定されていることから、今回、藤沢市個人情報保護制度運営審議会に諮問し、第三者点検を受けるものである。

以上のことから判断すると、本評価の実施手続等は、指針に定める実施手続等に適合していると認められる。

(2) 妥当性について

実施機関では、本評価の変更点について、次のように述べている。

ア 「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1. 特定個人情報ファイル名 住民基本台帳ファイル 6. 特定個人情報の保管・消去」に次の項目を追加する。

① 保管場所

- ① サーバー等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者は ISMAP のリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。
 - ・ ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けていること。
 - ・ 日本国内でのデータ保管を条件としていること。
- ② 特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。
- ③ 消去方法
 - ① 特定個人情報の消去は地方自治体からの操作によって実施される。地方公共団体の業務データは国及びガバメントクラウドのクラウド事業者にはアクセスが制御されているため特定個人情報を消去することはない。
 - ② クラウド事業者が HDD や SSD などの記録装置等を障害やメンテナンス等により交換する際にデータの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001 等にしがって確実にデータを消去する。
 - ③ 既存システムについては、地方公共団体が委託した開発事業者が既存の環境からガバメントクラウドに移行することになるが、移行に際しては、データ抽出及びクラウド環境へのデータ投入、並びに利用しなくなった環境の破棄等を実施する。

イ 「Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 1. 特定個人情報ファイル名 住民基本情報ファイル 7. 特定個人情報の保管・消去」に次の項目を追加する。

⑤ 物理的対策

<ガバメントクラウドにおける措置>

- ① ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度（ISMAP）のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバー等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるように適切な入退室管理策を行っている。
- ② 事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持出できないこととしている。

⑥ 技術的対策

- ① 国及びクラウド事業者は利用者のデータにアクセスし

ない契約等となっている。

- ② 地方公共団体が委託した ASP（「地方公共団体情報システムのガバメントクラウドの利用に関する基準【第 1.0 版】」（令和 4 年 10 月 デジタル庁。以下「利用基準」という。）に規定する「ASP」をいう。以下同じ。）又はガバメントクラウド運営管理補助者（利用基準に規定する「ガバメントクラウド運用管理補助者」をいう。以下同じ。）は、ガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアクティビティ、データアクセスパターン、アカウント動作について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。
- ③ クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出や DDos 対策を 24 時間 365 日講じる。
- ④ クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対し、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。
- ⑤ 地方公共団体が委託した ASP 又はガバメント運用管理補助者は、導入している OS 及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。
- ⑥ ガバメントクラウドの特定個人情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成する。
- ⑦ 地方公共団体や ASP 又はガバメントクラウド運用管理補助者の運用保守地点からガバメントクラウドへの接続については、閉域ネットワークで構成する。
- ⑧ 地方公共団体が管理する業務データは、国及びクラウド事業者がアクセスできないよう制御を講じる

ウ 「IV その他のリスク対策 1. 監査 ②監査」に次の項目を追加する。

＜ガバメントクラウドにおける措置＞

ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度（ISMAP）のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、ISMAP において、クラウドサービス事業者は定期的に ISMAP 監査機関リストに登録された監査機関による監査を行うこととしている。

エ 「IV その他のリスク対策 3. その他のリスク対策」に次の項目を追加する。

＜ガバメントクラウドにおける措置＞

ガバメントクラウド上での業務データの取扱いについては、当該業務データを保有する地方公共団体及びその業務データの取

扱いについて委託を受ける ASP 又はガバメントクラウド運用管理補助者が責任を有する。ガバメントクラウド上での業務アプリケーションの運用等に障害が発生する場合等の対応については、原則としてガバメントクラウドに起因する事象の場合は、国はクラウド事業者と契約する立場から、その契約を履行させることで対応する。また、ガバメントクラウドに起因しない事象の場合は、地方公共団体に業務アプリケーションサービスを提供する ASP 又はガバメントクラウド運用管理補助者が対応するものとなる。具体的な取扱いについて、疑義が生じる場合は、地方公共団体とデジタル庁及び関係者で協議を行う。

以上のことから判断すると、本評価の内容は、指針に定める特定個人情報保護評価の目的等に照らし妥当であると認められる。

以上に述べたところにより、特定個人情報保護評価書（住民基本台帳に関する事務）については、妥当であると認められる。

以 上